

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第4条第1項ただし書」の次に「（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 令第6条第6項に規定する場合（前各号に該当する場合を除く。） 当該都市公園の敷地面積の100分の10

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市が設置する都市公園について、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した事業における公募対象公園施設に係る建蔽率を緩和するため、所要の改正をする必要による。